

佐賀県規則第19号

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県製菓衛生師法施行細則（昭和42年佐賀県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（受験の手続）</p> <p>第3条 試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>厚生労働大臣</u>の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書又は菓子製造業従事証明書（別記様式第2号）</p> <p>(3) 略</p>	<p>（受験の手続）</p> <p>第3条 試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>知事</u>の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書又は菓子製造業従事証明書（別記様式第2号）</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。